

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱及び障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (障害者支援課)	461
○京都府沿岸漁業構造改善対策事業費補助金交付要綱の一部改正 (水産課)	〃
○車両制限令に基づく道路及び通行方法の指定 (道路管理課)	462

公 告	
○令和 7 年度ふぐ処理師試験の実施 (生活衛生課)	462
○土地改良区役員の就退任届 (農村振興課)	463
監 査 委 員	
○監査の結果の公表	464

告 示

京都府告示第365号

京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱及び障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱及び障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

(京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱の一部改正)

第 1 条 京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱 (平成18年京都府告示第254号) の一部を次のように改正する。

別表の 1 の項中「18,600円」を「1 万8,600円」に、「37,200円」を「3 万7,200円」に改め、同表の 2 の項中「80万円」を「80万9,000円」に、「10,000円」を「1 万円」に、「18,600円」を「1 万8,600円」に、「37,200円」

を「3 万7,200円」に、「20,000円」を「2 万円」に改め、同表の 3 の項中「80万円」を「80万9,000円」に、「12,300円」を「1 万2,300円」に、「18,600円」を「1 万8,600円」に、「37,200円」を「3 万7,200円」に改める。
(障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の一部改正)

第 2 条 障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱 (平成20年京都府告示第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「80万円」を「80万9,000円」に、「20,000円」を「2 万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
(適用)
- 第 1 条の規定による改正後の京都府障害者福祉サービス等利用支援事業費補助金等交付要綱の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以後の利用、診療又は薬剤に係る事業に対する補助金から適用する。
- 第 2 条の規定による改正後の障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の規定は、令和 7 年 7 月 1 日以後の診療に係る事業に対する補助金から適用する。

京都府告示第366号

京都府沿岸漁業構造改善対策事業費補助金交付要綱 (昭和37年京都府告示第915号) の一部を次のように改正し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

令和 7 年 7 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第 2 中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 海業振興支援事業

別表中「補助率」の右に「又は補助額」を加え、同表地先資源培養管理対策推進事業の項の次に次のように加える。

海業振興 支援事業	海業取組 促進事業	市町、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合等が 組織する団体（法人でない団体（漁業協同組合、市町等が構成す るものに限る。）であつて、代表者の定めがあり、かつ、組織及 び運営について規約を有しているものに限る。）が事業種目の欄 に掲げる事業を行うのに要する経費	定額	経費の増又 は20パーセ ントを超え る減	実施地区の 変更及び中 止
--------------	--------------	--	----	--------------------------------	---------------------

京都府告示第367号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1メートルである道路を次のとおり指定するとともに、同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を定める。

令和 7 年 7 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一 般 国 道	307号	城陽市奈島芝新田17の3 から 綴喜郡宇治田原町大字荒木小字 大地11の1 まで
府 道	宇治木屋線	綴喜郡宇治田原町大字郷之口小 字池ノ首58の1 から 綴喜郡宇治田原町大字賛田小字 伏谷10の2 まで
〃	山城総合運動公 園城陽線	城陽市寺田新池38の9（右）から 城陽市富野中之芝85の1 まで

2 指定する期日

令和 7 年 7 月 1 日

3 通行方法

1 の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）第 8 条第 1 項の規定により、令和 7 年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 7 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

ア 学科試験

令和 7 年10月19日（日）

午後 1 時30分から午後 2 時30分まで

イ 鑑別試験及び実技試験

令和 7 年10月26日（日）

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 場所

京都調理師専門学校

（京都市右京区太秦安井西沢町 4 番 5）

2 試験科目

次の各科目について試験を行う。

- (1) 学科試験
ア 水産食品の衛生に関する知識
イ ふぐに関する一般知識
- (2) 鑑別試験
ふぐの種類鑑別
- (3) 実技試験
ふぐの処理に関する実技
- 3 受験手続
- (1) 提出書類等
ア 受験願書
イ 写真（受験願書提出前6箇月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）
ウ 受験手数料
7,250円（所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。）
なお、鑑別・実技試験に使用するふぐの費用は、別途、受験者の実費負担とする。
- (2) 受付期間
令和7年9月8日(月)から令和7年9月12日(金)まで
受付時間は、午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで
- (3) 受付場所及び提出方法
京都府文化生活部生活衛生課、京都府保健所又は京都府広域振興局田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎若しくは宮津総合庁舎内の総合案内・相談センターに持参すること。
- 4 合格発表
令和7年11月20日（木）午前9時から京都府庁、京都府保健所並びに京都府広域振興局田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎及び宮津総合庁舎に合格者の受験番号を掲示する。
- 5 その他
- (1) 受験願書等は、3の(3)の受付場所において、令和7年8月1日（金）から令和7年9月12日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時（令和7年9月12日（金）にあっては、午後4時30分）まで配布する。
- (2) 試験についての問合せは、京都府文化生活部生活衛生課（電話（075）414-4759）又は京都府保健所に行うこと。



京都市洛東土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和7年7月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市山科区東野中井ノ上町16の11	小 山 修 司
〃 〃 大宅中小路町17の2	澤野井 福 重
〃 〃 小野西浦1の1	進 藤 秀 夫
〃 〃 小山镇守町19の48	溝 川 秀 晴
〃 〃 小山谷田町10	岩 田 和 基
〃 〃 大宅坂ノ辻町16	中 川 清 生
〃 伏見区醍醐片山町1	高 安 伸 明
〃 〃 醍醐御陵東裏町45の1	高 安 好 治

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市山科区音羽稲芝11の1	本 田 修 造
〃 〃 大宅五反畑町43	林 智 之
〃 〃 小野葛籠尻町1の6	中 村 考 利
〃 〃 勸修寺柴山8の107	人 見 喜一郎

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市山科区小山松原畑町17	岩 田 始 治
〃 〃 大宅甲ノ辻町59	河 村 博 之
〃 〃 東野中井ノ上町16の11	小 山 修 司
〃 〃 音羽珍事町100	井 口 徳 己
〃 〃 大宅中小路町17の2	澤野井 福 重
〃 〃 小野御所ノ内町40の1	廣 田 満
〃 伏見区醍醐御陵東裏町44	高 安 憲 司

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市山科区音羽稲芝11の1	本 田 修 造
〃 〃 大宅五反畑町43	林 智 之
〃 〃 勸修寺縄手町13	中 野 良 治
〃 〃 勸修寺柴山8の107	人 見 喜一郎

監 査 委 員

7 年監査公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により、令和 6 年度に執行した監査の結果（令和 7 年 5 月 30 日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

令和 7 年 7 月 1 日

京都府監査委員	能 勢	昌 博
同	藤 山	裕紀子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

1 監査の種類、実施方法等

京都府監査基準に準拠し、令和 6 年度に次のとおり監査を実施した。

(1) 種類、対象

① 財務監査

令和 5 年度分（一部監査日までに実施された令和 6 年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 工事監査

令和 5 年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

③ 行政監査

令和 5 年度分（一部監査日までに実施された令和 6 年度分を含む。）の事務の執行

④ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているものの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行

ア 出資団体（資本金、基本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体）

イ 公の施設の指定管理者

ウ 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体）

(2) 実施方法

監査委員が、監査対象機関の長等からの説明の聴取や質疑応答を行って総合的に審査する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づいて審査する「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

実施方針は、次の 5 点とする。

なお、1 項目を重点項目に設定する。

① 合規性・正確性の確保

② 共通の課題・3 E（経済性・効率性・有効性）の観点の重視

③ 内部統制制度を踏まえた監査

④ 機動力と効率性の高い監査実務の執行

⑤ 監査結果の実効性の確保

<重点項目>

知事部局各所属における内部統制の取組状況

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和 6 年度監査計画に基づき、本庁分の会計事務に係る月例点検（令和 7 年 3 月）を令和 7 年 3 月 21 日に実施した。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和 7 年 4 月 30 日の監査委員会議において、次のとおり決定した。

・指摘事項

支出関係 1 件

・要望事項

今回なし

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘」とは、次のいずれかに該当する事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

(2) 指摘事項の内容

内容等		監査対象機関
支出	謝金及び旅費の支払が著しく遅延していたもの	家庭・青少年支援課

4 令和 6 年度監査の全体概要

(1) 監査の実施状況

令和 6 年度の監査の執行に当たっては、効率的な実施に努め、定期監査は本府の全 286 機関について、財政的援助団体等監査は選定した 20 団体について、工事監査は選定した 10 箇所の工事について、計画どおり実施した。

第 1 表 実施機関数及び実施結果

区 分		実施機関（箇所）			実施結果（件）		
			本 庁	地域機関	指摘	要望	計
定期監査	知 事 部 局	171 (171)	97 (97)	74 (74)	15 (13)	0 (0)	15 (13)
	教 育 庁	81 (81)	14 (14)	67 (67)	2 (4)	0 (0)	2 (4)
	警 察 本 部	26 (26)	1 (1)	25 (25)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	行政委員会等	8 (8)	7 (7)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
	計	286 (286)	119 (119)	167 (167)	18 (17)	0 (0)	18 (17)
財政的援助団体等監査		20 (20)	出資 指定管理 補助金	11 (11) 5 (5) 4 (4)	2 (0)	0 (0)	2 (0)
合 計		306 (306)	—	—	20 (17)	0 (0)	20 (17)
工事監査		10 (10)	重要構造物 防災 耐震化・長寿命化	3 (3) 3 (3) 4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

※ （ ）内は令和 5 年度数値

※ 工事監査については、実施機関の欄に工事数を記載している。

(2) 監査の結果

ア 区分別の件数・内容

令和 6 年度は、20 件を指摘とし、要望はなかった。このほか、程度が軽微なものうち、特に文書による指導が望ましいものとして 15 件を注意とし、4 件を検討とした。

第 2 表 指摘及び要望の件数・内容

区 分	件数	構成比	主な内容（件数）
指 摘	20	100%	
会計一般	2	10%	貯蔵品の不適切会計処理（1）、私費による不適切支出（1）

支出	7	35%	過大・過少支払 (2)、支払漏れ (1)、謝金支払遅延 (2)、手当支給誤り (2)
補助金	2	10%	交付遅滞 (1)、補助要件認識誤りによる過大交付 (1)
契約	4	20%	不適切な分割発注 (1)、契約内容の錯誤 (1)、随意契約公表漏れ (2)
財産	3	15%	行政財産使用料の過大・過少徴収 (3)
財政的援助団体	2	10%	毒物劇物の不適切管理 (1)、利用料金設定不備 (1)
要 望	0	－	
合 計	20	－	

※ 令和 5 年度：指摘17件、要望 0 件、注意22件、検討 2 件

イ 指摘事項の内容

指摘20件は、全て合規性・正確性に関するものであり、このうち、過大・過少支払、過大・過少徴収、契約内容の錯誤、手当支給誤りや随意契約公表漏れが半数（指摘20件中10件）を占めている。支払漏れ、謝金支払遅延等、相手方に経済的損害を生じさせるものも認められた。

加えて、補助金支払のタイミングを逸したことにより、補助の有効性が発揮されていないもの（交付遅滞）や、一体的工事の発注を複数の随意契約に分割し、工事発注の公正性・経済性を欠いたもの（不適切な分割発注）が認められた。財政的援助団体等監査においても、指定管理者が管理する公の施設の料金設定の手続漏れ（利用料金設定不備）が認められ、適切な手続及び当該スペースの有効活用を求める提案を行った。これらは、単に合規性・正確性だけではなく、有効性・経済性等（3E）の観点も踏まえた指摘である。

さらに、複数の地域機関で交付決定を行う補助事業における補助要件の認識のそご（補助要件認識誤りによる過大交付）等、共通的・制度的な課題も認められるとともに、指摘事項ではないが、補助金算定過程の計算方法・端数処理の運用のばらつきや、算定要領の不備により複数の所属で計算を誤る事例も認められた。こうした課題に対しては、各制度所管課へ検討依頼・情報提供を行うことにより、運用取扱いの整理・統一やマニュアル策定等が行われた。

このほか、貯蔵品の不適切会計処理、私費による不適切支出及び毒物劇物の不適切管理について指摘事項とし、改善と再発防止を求めた。

ウ 工事監査の結果（再掲）

令和 5 年度完成の大規模工事10箇所を選定して実施した工事監査のほか、定期監査において、その他の工事280箇所及び工事に関連する委託業務208件について抽出調査を実施した。

技術的見地による確認では、指摘事項は検出されなかったが、舗装工事における施工管理資料の記載漏れ等の軽微な不備が認められた。

また、事務処理の適正性では、工事発注の公正性・経済性を欠いた分割発注、工事に関連する委託契約における過大・過少支払や契約内容の錯誤について指摘（3件・上記ア、イのうち工事関連の指摘を再掲）としたほか、債務負担行為に係る工事における不適切な部分払い等の軽微な不備が認められた。加えて、元下指針や工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）の遵守状況において、設計変更の文書指示未発出等の軽微な不備も検出された。

第 3 表 大規模工事の監査結果

	工事名	分類	監査結果
1	山城総合運動公園クラブハウス新築工事（電気設備工事）及び球技場B夜間照明新設工事	重要構造物	特に問題なし
2	宇治木屋線（犬打峠）道路新設改良工事（犬打峠トンネル（仮称））ほか		
3	国道423号（法貴バイパス）防災・安全交付金工事		
4	令和5年度府営農村地域防災減災事業田辺排水機場地区下部工建設工事	防災	
5	小西川大規模特定河川工事		
6	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事（呑龍ポンプ場調整池）		

7	令和 4 年度中浜漁港整備工事	耐震化・長 寿命化	
8	綾部大江宮津線（大雲橋）道路メンテナンス（橋修）（補正）工事		
9	府立桃山高等学校管理教室棟長寿命化（大規模）改修工事（建築工事）		
10	110番指令センター外壁屋上防水等改修工事		

※ 大規模工事：1 箇所の事業費がおおむね 1 億円以上、かつ 1 工事の請負額がおおむね 5 千万円以上

第 4 表 その他の工事等の監査結果

区 分	内 訳（箇所）	箇所数	監査結果
土木工事	道路（71）、河川（35）、その他（74）	180	不適切な分割発注 （1 件・再掲）
設備工事	水道（8）、下水道（9）、その他（13）	30	
建築工事	新設（2）、建物改修（68）	70	
工事 小計		280	
委託業務	測量設計委託（83）、管理委託（61）、調査委託（39）、その他（25）	208	委託料の過大・過少 支払（2 件・再掲）
工事＋委託業務 合計		488	

(3) 重点項目

過去の監査結果や社会情勢等を踏まえ、毎年度の監査計画において、特定のテーマを重点項目として設定している。令和 6 年度は、「知事部局各所属における内部統制の取組状況」を重点項目とした。

ア 監査の目的

令和 2 年度に導入した財務事務を対象とする内部統制制度について、知事部局各所属における取組状況や課題を把握し、今後の改善点等を検討して推進部局にフィードバックすることにより、内部統制のより効果的な取組の促進に寄与する。

イ 監査の方法

制度導入後 4 年が経過した内部統制制度について、知事部局各所属における取組の実態把握と事例収集等を行うため、アンケート調査を実施した。

(ア) 調査対象

京都府内部統制推進実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく実施対象機関（知事部局）のうち、令和 6 年度に実地監査を行った本庁、広域振興局及び地域機関 149 機関（実施要領に基づくリスク評価シート作成単位）

(イ) 回答期間

本 庁：令和 6 年 5 月 7 日～5 月 27 日

地域機関：令和 6 年 5 月 7 日～7 月 31 日

(ウ) 回答数

回 答：146 機関（本庁 85、地域機関 61）

未回答：3 機関（本庁 1、地域機関 2）

(エ) 調査項目

（所属において重視するリスク項目）

問 1 所属において重視するリスク項目

問 2 重視する項目のリスク軽減に向けた取組

問 3 重視する項目の「リスク評価シート」等への反映

（リスク評価シートの活用状況）

問4	「リスク評価シート」の活用
問5	「リスク評価シート」の「不適切な事務処理の状況」欄の記入
(所属独自取組の様式の活用状況)	
問6	「所属独自取組」様式の設定
(内部統制の取組の推進状況)	
問7	所属長としての内部統制の取組の推進
問8	内部統制の取組の推進や情報共有の際に実施している工夫
問9	問7で内部統制の取組の情報共有を一部の職員に留めている理由
(取組の成果：事務改善・未然防止事例)	
問10	制度導入以降の事務改善・不適切事務処理の未然防止事例
(今後の改善点等)	
問11	制度の改善点についての提案等

ウ 監査の結果（アンケート結果）

[問1 所属において重視するリスク項目]

（実施要領参考資料2「財務事務に関するリスクの分類・評価の目安」に掲げるリスク全141項目から上位3項目まで選択）

重視するリスクとして5以上の所属が選択したものは18項目であり、リスク全141項目中、「重点項目」とされている29項目以外のものも多く選択された。

謝金等を含む支払遅延（54所属（複数回答所属を調整）、38.3%）や補助金額の算定誤り（15所属、10.6%）等、不備があれば相手方に経済的負担を強いることになるリスクが上位を占めている。

<回答数298（141所属）>

リスク項目	リスク評価※	重点項目 (全29)	回答数
支払遅延	6	○	44
謝金等の支払遅延	6	○	15
補助金額の算定誤り	4	○	15
調定漏れ、調定の遅延	5	○	12
調定額の誤り	4		10
補助金実績報告書提出遅延	3		9
領収額誤りによる余剰現金の発生	4		8
経費支出伺い漏れ	3		8
手数料等実績報告漏れ、金額誤り	4		7
仕様書の不備	5	○	7
工事費の積算誤り	4		7
使用料の算定誤り	5		7

補助金交付決定事務の遅延	2		6
必要な契約書の作成漏れ	4	○	6
二重払い	4		5
補助金確定の不備	4		5
予定価格調書の記載誤り	4		5
契約書の記載事項の誤り	4	○	5

※ リスク評価（6点満点）＝発生可能性（3点満点）＋影響度（3点満点）

また、リスク全141項目中、重視するリスクとして1所属以上が選択したものは80項目であり、どの所属も選択しなかったものは61項目となっている。

最上位の謝金等を含む支払遅延であっても全所属の38.3%に留まっており、また、1所属以上が重視するリスクとした項目が80項目にわたる等、重視するリスクは、所属ごとに異なり、多岐にわたっている。

[問2 重視する項目のリスク軽減に向けた取組（自由記述）]

重視する項目のリスク軽減に向けた取組としては、会計事務月次点検や謝金管理システムによる進捗管理の取組、複数チェック等の基本的取組が多くみられたほか、「課内で事務分担を交代することで、熟知した前任者がチェックすることができる体制をとっている。」、「補助金の算定に関わる係数が流動的であるため、算定直前の時点で、再度係数を確認することを徹底している。」、「事業者等に対し、事業の計画段階で事業実施の条件や詳細について十分な聞き取りを行い、証拠書類を提出いただくとともに、早め早めに府に相談いただけるよう、こまめな声掛けを行うようにしている。」等の取組もみられた。

[問3 重視する項目の「リスク評価シート」等への反映]

<問1の回答数298のうち>

設問	回答数
「リスク評価シート」中に同様のリスクの設定があるため、「所属独自取組」には設定していない。	215
「所属独自取組」に設定している。	60
「リスク評価シート」「所属独自取組」のいずれも設定していないが、これらの様式とは別に業務マニュアルや引継資料を所属で作成し、リスク管理している。	11
その他（会計事務月次点検の点検項目であり、毎月点検している等）	4
回答なし	8

問1の回答数298のうち92.3%が重視する項目をリスク評価シート又は所属独自取組のいずれかに設定している。

[問4 「リスク評価シート」の活用]

<複数回答可、回答所属数146>

設問	回答数
中間評価・期末評価の際に、半年間をふりかえって記入しているが、日々の事務(起案時や決裁時等)においては特に活用することができていない。	85
所属職員に対して、所属内においてどのようなリスクや関係規程があるかを周知する際に活用している。	41
所属職員に対して、所属内において存在する具体的なリスクに対して、どのように対応するかを周知する際に活用している。	27
起案時や決裁時等において、当該起案が持つリスクや守るべき関係規程（法令・例規、通知、手引等）をあらかじめ把握するために、チェック作業に活用している。	21

「リスク評価シート」については、日々の事務での活用には至っていない所属が多い一方、一部の所属では、情報共有やチェック作業用のツールとして活用されている。

〔問5 「リスク評価シート」の「不適切な事務処理の状況」欄の記入〕

＜複数回答可、回答所属数146＞

設問	回答数
同シートの「具体的なリスク」欄に掲げる不適切な事務処理が発生した場合、全て記入する。	88
同シートの「具体的なリスク」欄に掲げる不適切な事務処理が発生した場合、リスクが高いと判断したものに絞って記入する。	46
会計課による検査、監査委員による監査、国の機関による検査等の指摘・指導等により発見された事例のみを記入し、自ら発見した不適切な事務処理は記入しない。	11
同シートの「重点項目」欄に「○」が記載された項目において不適切な事務処理が発生した場合、全て記入する。	6
自ら発見した不適切な事務処理のみを記入し、会計課による検査、監査委員による監査、国の機関による検査等の指摘・指導等により発見された事例は記入しない。	1

不適切な事務処理が発生した場合、全て記入するとした所属と、リスクが高いと判断したものに絞って記入するとした所属がある等、リスク評価シートへの記載の判断にばらつきが生じている。

〔問6 「所属独自取組」様式の設定〕

＜複数回答可、回答所属数146＞

設問	回答数
実施要領に基づき、直近3年間の監査において指摘（注意、検討・要望等は除く。）とされたものは、「所属独自取組」に設定する。	79
実施要領に基づき、過去に不適切な事務処理や不正が発生したものや、今後発生する可能性が高いものを、「所属独自取組」に設定する。	45
直近3年間の監査において指摘とされたものであっても、「リスク評価シート」中に同一のリスク等が設定されているものは、「所属独自取組」には設定しない。	30
監査において指摘には至らない指導等を受けた場合でも、所属で重視するリスクと判断したものは、「所属独自取組」に設定する。	26
直近3年間の監査において指摘とされたものであっても、所属で重視するリスクではないと判断したものは、「所属独自取組」には設定しない。	1

直近3年間の監査において指摘とされたもの、過去に発生した不適切な事務処理や今後発生する可能性が高いもの、指摘には至らない指導等であっても重視するもの、これらのいずれかを「所属独自取組」様式に設定している所属が121件（複数回答所属を調整）（82.9%）となっており、この様式を積極的に活用したリスク管理の姿勢がみられる。

〔問7 所属長としての内部統制の取組の推進〕

＜複数回答可、回答所属数145＞

設問	回答数
所属の「リスク評価シート」「所属独自取組」を、所属全員に供覧等により情報共有している。	58
所属の「リスク評価シート」「所属独自取組」を、係長以上等の一部の職員のみ情報共有している。	47
所属長・係長等から、課・係会議等において、内部統制の趣旨や取組を説明している。	46
事務引継ぎ時に、所属の「リスク評価シート」「所属独自取組」を、当該所属のリスクやリスク対応策の引継資料として活用している。	7
若手職員等へ指導・説明等の機会に、所属の「リスク評価シート」「所属独自取組」を、どのようなリスクや関係規程等があるかの一覧として活用している。	3

リスク評価シート等を所属全員に情報共有している所属が58件（40.0%）、リスク評価シート等を係長以上等の一部職員のみ情報共有している所属が47件（32.4%）、所属長・係長等から職場会議等において内部統制の趣旨説明をしている所属が46件（31.7%）で、所属によりばらつきが生じている。

〔問8 内部統制の取組の推進や情報共有の際に実施している工夫（自由記述）〕

「自らの所属業務に関連する可能性がある項目にマーカーや付箋を貼付する等、全員の目に止まるような工夫をした上で共有している。」等の取組が全回答数37件のうち15件となっている。

「過去の不適切事例や今後発生する可能性が高いものについては、リスク評価シートを事務引継ぎ時や日々の指導時の資料として活用している。」等が5件となっている。

[問9 問7で内部統制の取組の情報共有を一部の職員に留めている理由（自由記述）]

「財務事務に携わる一部の職員のための共有に留めれば足り、全職員への周知の必要性を感じていない。」という回答が全回答数57件のうち26件で最も多い。

その他、「リスク評価シート自体は評価時に振り返って記入しているものであり、所属職員は会計事務の手引の活用や会計研修への出席等により、そのリスクの軽減に取り組んでいる。」という回答もみられる。

[問10 内部統制制度導入以降、業務手順の見直し等の事務改善をした事例や、不適切事務処理を未然に防止することができた事例（自由記述）]

「複数職員による確認の徹底」や「進捗管理を行う職員を指名した。」等、よりチェック体制を強化することができたとの回答が26件で最も多い。

続いて、「定期的な支払事務等がある場合、支払漏れ等が発生しないように、管理一覧を作成し、毎月実施する会計事務月次点検において確認するようにした。」等が5件、「不適切事務が発生しないように、事務マニュアルや申請書等の様式の見直しを行った。」等、「所属独自取組シートに過去の不適切事務を設定し、異動時の事務引継書に添付することとした。」等がそれぞれ3件となっている。

[問11 制度の改善点についての提案等（自由記述）]

「リスク評価シートの項目が網羅的であり、重視するリスクに絞ってほしい。」等、リスク項目の絞り込みについて改善を求める意見が18件と多い。

一方、「最新の事例を反映し、リスク評価シートのリスク対応策について拡充してほしい。」等の意見も15件と多く、従来から行われている推進部局や会計課からの情報提供について、十分に伝達されていない、もしくは不十分であると感じている所属も存在している。

さらに、リスクを軽減するための支払事務の集約化や、システム改修等による事務改善の提案もみられた。

エ アンケート及び内部統制評価報告書に基づく監査結果

アンケート結果からは、不適切事務処理の記載や内部統制の取組の推進方法にばらつきがみられるものの、各所属において重視するリスク（支払遅延や補助金額の算定誤り等）を把握し、対応策に取り組んでいることがわかる。リスク評価シート等を引継ぎ・指導に有効に活用する等、工夫している所属もみられた。

また、京都府内部統制評価報告書においては、制度開始の令和2年度から5年度までの4年間、運用上の不備は少数で、重大な不備は生じていない。

こうしたことから、内部統制は、おおむね有効に整備され、及び運用されているといえる。

○ 令和2～5年度運用上の不備、重大な不備等の状況

	所属数	不適切事務 処理の件数	左の不適切事 務処理が該当 するリスク項 目の数	運用上の不備	
				運用上の不備	重大な不備
令和5年度	203	42	18	2	0
令和4年度	206	30	10	0	0
令和3年度	206	48	16	2	0
令和2年度	204	56	9	2	0

なお、アンケートにおいては、リスク項目が網羅的であり絞り込みを望む意見がみられた。内部統制の整備・運用に要するコストと、リスクの減少度合い等の得られる便益を踏まえ、優先的に取り組むべきリスク項目を絞り込むといった改善の余地があるといえる。ただし、各所属が重視するリスク項目は多岐にわたるため、所属の特性に応じて、所属独自取組のシートも活用しながら、丁寧に絞り込む必要がある。

オ 総括

内部統制は、その性質から、リスクの発現を完全にゼロにすることを可能とするものではないことを踏まえ、チェック体制を更に強化することには、費用対効果の観点で一定の限界があると考えられる。

知事部局の内部統制においては、従来から点検体制の強化を進められており、内部統制制度はおおむね有効に機能していることから、現在の取組を継続しつつ、今後は、次の段階として、更なる点検強化に留まらない、以下の取組を進めていただきたい。

内部統制の目的である効率的かつ効果的な事務の執行に向けて、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ、滞りなく業務が遂行されるよう、所属長の強力なリーダー

シップの下、全ての所属でマニュアルの策定や事務の引継ぎ等を確実に実施することができる体制の構築に努めていただきたい。

併せて、制度の合理化、仕事の進め方の見直し、システムの改修等による事務の効率化に取り組んでいただきたい。

5 監査委員による意見・要望

決算審査（令和6年7月・8月実施）、知事との意見交換（令和6年9月実施）、各広域振興局長との意見交換（令和6年10月～12月実施）において、監査委員から表明した意見・要望について、その概要をまとめた。

いずれも昨年度時点での意見・要望事項である。

○ 広聴活動事業

知事と行き活きトークは、知事が府民の身近に赴き、課題に取り組もうとする姿勢を見せることで、施策を近く感じることができ、非常に重要と考えることから、メディア戦略と両輪で進めていただきたい。

また、広報活動に伴う発注の形態については、府内企業への発注や、シルバー人材センター等を活用して府民だよりを配布するということも重要であり、府内の多くの方に御協力いただくことで意識も高まることから引き続きお願いするとともに、常に見直しを行い、取組を進めていただきたい。

○ 令和5年度決算・財政健全化

実質公債費比率は前年度より更に上昇し、起債許可団体基準に一層近づいている。今後、負債償還時の金利上昇リスクが高まる点も含めて、資金手当債になるべく頼ることなく、実質的な負債残高の水準を適正にコントロールしていただきたい。

また、令和6年3月に策定された「京都府行財政運営方針」に基づき、府立施設使用料や各種手数料について、物価高騰や社会情勢の変化を踏まえた適正な設定や見直しの取組を進めていただきたい。

○ 公契約大綱

京都府公契約大綱は「公正な競争」・「地域経済への配慮」・「安心・安全の確保」を目的として平成24年に策定され、以降も適宜見直しを行っているが、災害の頻発、北部地域の建設業者数の減少等、制定時とは異なる状況になっている。「地域経済への配慮」と「安心・安全の確保」、加えて猛暑や北部地域の除雪作業等にも配慮した公契約大綱となるよう、全面的な改正が必要な時期ではないかと考える。

○ 「文化の都・京都」発信の取組

「文化の都・京都」から世界に向けての日本文化の発信や、府内の優れた文化力を活かした地域づくり、優れた作家や作品を国内外に発信する等の取組を進められ、文化振興のみならず、経済の活性化や地域づくりに取り組んでいただきたい。

○ 各地域の振興について

（山城） 新名神とつながる主要道路のネットワークの強化により、地域全体のポテンシャルを最大限に発揮することができるよう、引き続き道路、河川等の基盤整備を推進されるとともに、個性豊かな山城地域の各エリアが、一層発展するよう、効果的な施策に取り組んでいただきたい。

（南丹） 大都市に近接した利便性や、豊かな食、自然、歴史文化、京都スタジアムを始めとする交流拠点等の集積等、地域の強みを活かし、担い手の育成や、地域産業を一層盛り立て、賑わいと活気のある京都丹波の実現に向けて取り組んでいただきたい。

（中丹） 豊かな自然、豊富な食材、歴史・地域文化や、京阪神からのアクセスに恵まれる等の中丹地域の特性を最大限活かし、関係機関との連携を図り、若者が定着する持続可能な地域づくりや絆と交流の地域づくりに向け、効果的な施策を展開いただきたい。

（丹後） 地域の魅力ある自然や歴史・文化等を積極的に発信され、地元市町や海の京都DMOと連携したインバウンドを含めた観光客の誘致や受入環境の整備が進められるとともに、豊かな自然と食文化を活かした農林水産業、伝統的な織物業等の地域産業の支援と地域づくりの担い手の育成等、活力ある地域を目指して、効果的な施策に引き続き取り組んでいただきたい。

6 監査の結果に係る措置状況

令和5年度の監査結果17件全てについて、知事及び教育委員会教育長から措置状況（改善措置を講じたもの）の報告があり、次のとおり公表した。

第5表 監査の結果に基づき講じられた措置の公表状況

公表日	内 容
令和6年3月8日京都府公報第492号	指摘9件、要望0件
令和6年6月7日京都府公報第517号	指摘3件、要望0件

令和6年10月8日京都府公報第552号

指摘5件、要望0件

7 住民監査請求及び府民簡易監査の状況

(1) 住民監査請求（地方自治法第242条）

令和6年度について、請求はなかった。

(2) 府民簡易監査（京都府府民簡易監査規程）

令和6年度について、5件の申立てがあり、4件が調査済（1件は取下げ）である。